

朝鮮役における兵糧米調達について

三 鬼 清一郎

はじめに

- 一、国内での年貢米徵収
- 二、大名側の兵糧米対策
- 三、朝鮮への兵糧米輸送
- 四、現地における配分と備蓄
- 五、現地収奪計画の失敗

おわりに

はじめに

えていたが、これまでと次元を異にする外征であつたため、種々の違つた側面もみられた筈である。それは、地域的偏差を伴つて成長しつつあつた生産諸力を掌握し、国内の分業体系の編成に大きな作用を及ぼし、豊臣政権による大名統制や農民支配の強化に帰結したことは容易に想像されよう。もちろん、朝鮮出兵という極めて限定された条件の下で行われたものであるから、直ちに一般化しうるものでないが、その特殊性のなかに、豊臣政権のもつ本質的側面が露呈されているものと思われるのである。

豊臣秀吉が晩年に総力をあげて企てた朝鮮出兵については、さまざまな角度から検討が加えられて来ているが、この对外侵略戦争を支えた物質的基盤の問題については、これまで十分に検討されて来たとは言い難いように思われる。

短期間に膨大な数の兵馬を異国へ輸送するためには、大規模な船の徴発や建造が必要であり、糧食をはじめ種々の軍需物資を調達するた

めには、収奪機構や輸送ルートの整備を不可欠の前提とする。秀吉は朝鮮出兵について、畿内の掌握から九州征服にいたる国内統一戦争と同じ路線のうえに位置づけ、その経験をもとに強力に遂行しようと考え

石高制のもつ軍事的側面については、すでに指摘されている通り、土地生産力を量的に把握することによって、より強力な在地支配を実現するとともに、それを通じて、豊臣政権は兵糧米を確保し、統一戦

争を遂行するための原動力をつかみえたのである。もちろんこれが、軍役賦課の基準となつたことはいうまでもない。

全領主階級の再生産構造という視点から石高制のもつ意味を考えた場合、市場の問題も欠かせぬ要素であろう。ただ、そのことは、既に全国的市場が成立していることを意味するものではない。朝鮮出兵に際して、米相場を博多に設け、米の受入れを促進したとしても、それが自体が経済法則を度外視して権力側が設定したもので、商品經濟の論理が作用しているものでないことは当然である。この時期の中央での相場自体も、人為的に決められたものである。つまり、豊臣期に照應した市場構造をあらかじめ前提とするものではなく、この時期の市場構造を分析するための手懸りをつかみ、それを具体的に考えていくことが必要となるであろう。この問題を考察するための一環として、朝鮮における兵糧米調達の問題を、蔵米の処理から輸送・配分が具体的に、いかなる方法で行われたかを確定する作業を通じて、アプローチを試みていきたい。豊臣政権下における最も規模の大きい軍事動員に、その本質が最もよく露呈しているものと考えられるからである。

一、国内での年貢米徵収

天正十九年八月、愛児鶴松の突然の死という事態のなかで、秀吉は関白職を甥の秀次に譲ることを決意し、一族による政権を維持をはかるとするが、同時に、朝鮮出兵の期日を定め、兵糧米についても具体的の指示を与えていた。同年八月九日付の増田長盛書状の一節は次の

通りである。

一 来年三月、上様唐入之儀被仰出候、御兵糧三十万石之分、

先九州・四国之御蔵米ニ而被仰付候事

先ず陣用意として、九州・四国の蔵米三十万石をもつて兵糧にあてることが指示されている。この時点における蔵入地は、生駒親正が代官をしている讃岐一万石⁽²⁾をはじめ各地に散在しているものの、この數値に遥かに及ばなかったものと思われる。九州全体を兵站基地とするため、蔵入地の増加がはかられるのは文禄・慶長期のことである。ただ、兵糧米三十万石ということは実体を伴っていたらしく、翌天正二十年五月、高麗の首都が陥落したとき、有名な三国割合計画を関白秀次に呈した二十五ヶ条の秀吉の朱印⁽⁴⁾状にも、次のように述べられている。

一 京都為御城米被裏置候八木ハ不可手付候、其外三拾万石、最前被遣八木、陣用意ニ召遣、不足者太閤蔵米次第、可被召遣事

ここでは、長期戦に備えて蓄えてある聚楽の城米には手をつけず、すでに用意されている三十万石等でまかない、不足分は太閤蔵入地からの上納米で補充するというものである。この時期における蔵米算用状は、畿内・近国のが幾つか知られているが、寺社への立願米・職人への配当や運賃など雑多な名目で支払われており、一部は代官の手許に留められているものの、必ずしも兵糧米としての利用をうかがわせるものはない。おそらく、かなり長期にわたる備蓄米のほか、たとえば北国海運などを通じて、全国から蔵米が名護屋へ搬入されたも

のであろう。組屋・古関・川船・高嶋屋ら初期豪商とよばれるものの活躍については、すでによく知られている。

九州大名については、一定額の蔵米の割当があつたらしい。肥後の加藤清正は、自己の管理している蔵納の兵糧を隣国の名護屋へ送るべきことを秀吉から命じられたが、それらを領内の河尻・高瀬の津に集結することを鍋島直茂・立花宗茂・大友義統・島津義弘・小早川隆景に告げてゐる⁽⁶⁾。また秀吉は、出兵が予定されている諸大名に対して、家中の者に六ヶ月分の兵糧を渡し、もしも不足分があれば播磨・大坂で貸与するから申し出るようにと指示し、直接には陣立書から外れてゐる近畿以東の大名に対し、四月から九月の間に兵糧を与えると述べている⁽⁷⁾。小早川隆景も、秀吉から飯米配りがあるほか、兵糧米不足の場合には、大坂で借米できるということを立花宗茂・高橋直次に告げている⁽⁸⁾。

出兵に際して、兵糧は自賄であったが、一定の扶持が与えられた。

御陣へ召連れた若党・小者を交代させた場合、去年の配当の半額を遣すという、天正二十年一月の秀次の条目⁽⁹⁾がある。兵糧米は、軍役人數⁽¹⁰⁾と同じく、大名にとって多く蓄えれば蓄えるほど手柄となつたのであるから、秀吉への忠誠心の証として、領内では徹底した年貢徵収が行われたのである。秀吉の許へは、たとえば上杉領内から三千石分の半⁽¹¹⁾が進上されるなど、全国から兵糧米が集められており、相良長毎は⁽¹²⁾田三成に兵糧米などを贈り、先手衆に加えられたことを喜んでいる。⁽¹³⁾また、黒田長政が大友義統にあてた書状では、先ず兵糧米運上として

朝鮮役における兵糧米調達について（三鬼）

千石を用意すべきことを伝えている

兵糧米対策の一つとして、商人米の買入れがある。天正二十九年十一月の秀吉朱印状⁽¹⁴⁾によれば、博多での相場は銀子十枚に米八十石替であるのに対し、公儀へは米七十七石替・名護屋では七十石替という形で人為的に価格差を設け、米穀の集中をはかっている。このことは、脇田修氏がすでに指摘しているところであり、博多のみならず大坂でも同様の事情が想定されるが、直ちにこれを全国市場の形成と結びつけ、その前提のもとに論理をたてることには疑問がある。このことと、朝鮮役における大量の物資の流通が、全国市場の形成に大きく作用したという事実とは、全く別の問題である。秀吉は、名護屋へ兵糧米を運ぶ船については、津関において船役を免除するという指令⁽¹⁵⁾を発しており、このような事実が重なりあつて、全国的な商品流通が盛んになつたことは言うまでもない。

注

- (1) 「創業録」第廿二巻所収。全文は「秀吉の政権構想に関する一史料」と題して、「年報中世史研究」創刊号に収録してある。

(2) 生駒家宝簡集・乾。

(3) 九州における豊臣藏入地については、森山恒雄氏による一連の研究がある。

(4) 前田家所蔵文書・事林明証(2)。

(5) 称名寺文書・石川文書・浅野文書、その他。

(6) 立花文書。(刊本・八二頁)

(7) 加藤清正家蔵書。

(8) 立花文書。(刊本・八八頁)

- (9) 浅野家文書・二六〇。
- (10) 鶴井文書・宮部文書、その他。
- (11) 歴代古案・八。
- (12) 相良家文書・一・七〇〇。
- (13) 大友家文書録・七。
- (14) 浅野家文書・二六一。
- (15) 脇田修『近世封建社会の経済構造』(御茶の水書房・一九六三年)
- (16) 寸錦雜編。(『加能古文書』八五五頁)

二、大名側の兵糧米対策

秀吉から出陣命令をうけた諸大名は、領国内で軍事動員を行つて人数を整え、農民からも夫役を徴収するが、同時に、兵糧米をはじめとする軍需物資の調達につとめたことは言うまでもない。それぞれの地域における社会経済的基盤に制約され、土豪層など在地の特殊事情の影響をうけて、かなりの偏差をもつていたことが想像されるが、ここでは、史料が最も整つている肥後の加藤氏の場合を例にとり、やや具体的に考えていただきたい。

加藤清正が出兵の報をうけたのは天正十九年八月であるが、「於大唐廿ヶ国令押領之事⁽¹⁾」と喜んでいたように見うけられる。すでに同年春から準備をすすめていたようで、鉄砲放(射手)や鉄砲張職人を雇い入れ、渡海に備えて舟手なども召抱えるほか、二百石船百艘の艦や帆柱を用意して国元へ送るなど、積極的に動いている。鉄砲などを新しく作った場合は、秀吉から替米があるとのことであるが、これは、

天正二十年十一月の朱印状⁽²⁾によれば、たとえば中国では関戸、豊前・豊後では小倉へ米を届ける代りに、京・大坂で米を請取ることができるもので、上方で調達した武具などの代金決済に便宜な方法である。清正など九州大名の多くは、非自給物資は上方で調達するばかりはなかつた。

朝鮮へ渡つてからの清正は、丹念に書状を国元の家老達へ送つてい。それらは、ときに数十ヶ条にも及ぶもので、領内の仕置についての指示や、現地で欠乏している品物などがこまごまと記されており、

一般に知られている清正の豪快なイメージとは反対の、むしろ細心な性格をうかがわせるのである。とくに文禄二年以降は補給路の確保が困難になり、兵糧米の輸送が緊要の課題となつた。清正是領内の古船新船を悉く調査し、賃舟でもよいから大至急釜山へ送るよう命じている。⁽³⁾また、兵糧・玉葉を重ねて催促するほか、三匁・四匁・十匁・十五匁の鋳型⁽⁴⁾を送らせ、召連れた職人に弾丸を製作させている。米・大豆(馬の飼料)の催促も再三にわたつて行われているが、もしも自分の方では十分間に合つっていても、公儀の急用に役立てたいから、米を五千石でも一万石でも、大豆を二千石でも三千石でも送つてほしいと述べている。⁽⁵⁾この頃、清正が国元に求めているのは、塩・味噌など生活必需品のほか、墨・風呂釜・具足・漆・油・紙・水桶・行水桶・屏風・蠟燭・提灯・燭台などである。また、木綿の布子は防寒用として必要なので急送を需求、もしも間に合わなければ木綿と生綿を別々に送つてもよいが、このようなものは、暇のありそうな町人に作らせれ

ば、すぐに二、三千個くらいは出来るだろ」と言つてゐる。⁽⁶⁾ また、舟の道具に用いる青苧や、火縄に用いる木綿なども大量に求めており、遅れた場合は責任者を成敗するという厳命を下してゐる。⁽⁷⁾ 戦局の推移につれて物資が欠乏するため、清正からの要求も一段と激しくなつて來ている。これらの指令は、留守を預つてゐる中川重臨斎・加藤清之・下川元宣ら家老クラスの者に宛てたものである。

鉄砲・玉藻など武具類の生産は、領内だけで行うことは不可能であった。鉄砲は堺に注文し、出来次第送るべきことが指示されており、⁽⁸⁾ 鉛は黒船から購入してゐた。⁽⁹⁾ 畿内先進地域の技術や、長崎を通じての南蛮貿易とも結びつかざるをえなかつたのである。煙硝については、秀吉から与えられることもあつたが、文禄二年八月には、熊本・高瀬・川尻の町で間口三間以上の家で一間につき武百目ずつ焼かせている。⁽¹⁰⁾ 玉藻の注文も多いが、現地で調合を行ふから、煙硝と硫黄を同時に送つてほしいとも言つてゐる。硫黄については、島津家より千斤都合してもらつ約束だつたが、なかなか届かないことに焦りの色を濃くしている。⁽¹¹⁾ 鉛と煙硝を混ぜる割合は二対一であり、硫黄は品質が悪く役に立たない場合があつた。⁽¹²⁾

武器弾薬類は消費量が多いうえに補充が困難であるため、いずれの武将もその対策に苦慮してゐたと思われる。天正十九年九月頃に鍋島氏は、かなりの量の煙硝を領内の町人に割当ててゐるが、大量の供給は外國に頼らざるをえなかつた。豊臣政権は文禄三年三月に、鉛・塩消（煙硝）を長崎で購入するため、一万三千石の蔵米を石見銀山へ送

朝鮮役における兵糧米調達について（三鬼）

つて銀の確保につとめている。⁽¹³⁾

兵糧米をはじめとする諸物資の調達は、農民に対する収奪強化に結果したことはいうまでもない。畿内や長崎と結びつかざるをえない領国支配の構造は、一層それを激化させたものと思われる。當時において大型で性能のすぐれた武具は、領内で生産することは不可能であつた。清正の場合も、通常の鉄砲は熊本で張らせるが、筒とよばれるものは京・大坂で購入している。当然のことながら、特殊技能をもつ者の召抱えは進んでおり、清正もわざわざ、豊後によい医師や職人がいるので尋ね出すようにといふ指示を出している。また、名護屋で馬が売りに出ているようだから買つておくようにとも命じている。⁽¹⁴⁾

清正は、物資の調達について国元へ種々の要求を出しているが、同じ書状のうちに、領内の仕置について詳細な指示を与えてゐる。物資調達と領内仕置の双方を、いかに細心の注意を払いつつ遂行しようとしているかが知られるのである。文禄五年四月には九ヶ条の法度書を発布し、これを制札にして重臣層の判形を添え、熊本や各郡の要所に立てさせてゐる。⁽¹⁵⁾

注

- (1) 渡沢栄一氏所蔵文書。
- (2) 浅野家文書・二六一。
- (3) 原富太郎氏所蔵文書。
- (4) 本妙寺文書。
- (5) 興林寺文書。『新編武州古文書』上・一四八頁。
- (6) 下川文書・二〇。

- (7) 鈴木利三郎氏所蔵文書。
 (8) 覚林寺文書。(前出)
 (9) 渋沢栄一氏所蔵文書。
 (10)(11)(12) いざれも下川文書・(1)。
 (13) 片山文書。
 (14) 徳富猪一郎氏所蔵文書。
 (15) 鍋島直茂譜考補・(4)。
 (16) 「駒井日記」文禄三年三月廿三日・同廿四日条。
 (17) 深沢金一郎氏所蔵文書。
 (18) 速見真曹氏所蔵文書。
 (19) 下川文書・(4)。
 (20) 吉村文書・(1)。

三、朝鮮への兵糧米輸送

国内で確保された兵糧米は博多などに集められ、名護屋から壱岐・対馬を経て釜山浦へ送られたのであるが、そのためには輸送手段が確保され、輸送が円滑に行われるよう、周到な準備が必要であった。天正二十年三月に小早川隆景は、島井宗室・神屋宗湛の二人の豪商に、

博多津内の蔵をすべて空けておくようという秀吉の指示を伝えていた。

船の調達については、秀吉の指示により全国的に造船が行われ、原材料としての鉄・木材をはじめ、碇なども各地で加工されていた。船の徵発は秀吉朱印状に基いて行われた。淡路の船問屋である高木

善三郎に対しても、六端帆の団船百艘を対馬へ指遣し、九鬼嘉隆らに引渡すよう命じている。⁽²⁾また、文禄二年七月には、城米輸送のため、壱岐浦にある船と水主の人数を調査するよう松浦隆信に命じている。⁽³⁾その結果、一三五〇石の積度分があったようで、秀吉はそれを質船として二往復するよう、更に命じている。⁽⁴⁾

船の徵発は大名に対しても行われている。毛利輝元に対しても六端帆の団船九十五艘⁽⁵⁾、鍋島直茂に対しても同じく六十艘⁽⁶⁾、筑紫広門に対しても五艘⁽⁷⁾を、いざれも対馬豊崎に置いて釜山への渡海船にあてることを命じている。壱岐風本に定置し、対馬への往来に用いるための船もあつた。⁽⁸⁾もちろん、船を差出すことは、自分の兵糧その他を輸送する妨げとなることは当然である。小早川隆景は、船の徵発を緩和してほしいという願いを秀吉へ出して認められている。⁽⁹⁾大名が手船で兵糧米の輸送を行っていたことは当然で、文禄元年十二月の秀吉朱印状では、黒田長政が秀吉の渡海に備えて現地に二万石を蓄えたことを褒し、さらに、朝鮮では兵糧米が払底しているようなので、釜山浦へ明年八月までの分として数万石を送るであろうと述べている。

秀吉自身が確保した船については、直轄領から徵発した水主を用いて、舟奉行の監督下で朝鮮への漕ぎ送りが行われていた。大名の持船を利用して城米を輸送する場合には、名護屋で積荷を行う際、自分の責任において確かに唐島の蔵へ納めるという誓紙⁽¹⁰⁾を寺沢正成に出し、寺沢は送状に相当するものを舟奉行宛に作成している。たとえば、文禄二年九月に寺沢が増田長盛・毛利重政・早川長政に宛てた書状では、

島津義弘船四十七艘に米五七〇五石、水主六五八人の飯米三十日分一九七石四斗、計五九〇二石四斗が積まれている。水主飯米は一人一日一升の計算となつてゐる。

釜山浦において兵糧米を受取つて蔵に納め、必要に応じて扶持米として下行する役目は浅野長政であった。⁽¹⁾ 長政自身が城米の請取状を出し、受領した兵糧米を釜山浦の蔵に納め、その書付や小帳を作成して秀吉の許へ提出していた。文禄二年八月に秀吉は、壱岐・対馬にある

城米二万石余を、一時帰国していた軍監の熊谷直盛・垣見一直に添えて送るから、これで来年十一月迄の兵糧は確保できる筈だと述べている。⁽²⁾ 秀吉はしばしば、在陣の諸將に宛てた朱印状で、自らも渡海する決意を示すとともに、順風次第に軍勢と兵糧を送ると言つてゐるが、實際は思い通りにはいなかつたようである。

個々の船について、積みこむ人馬や兵糧は厳しく規定されていた。

それに違反した場合は船頭が処罰されることになつており、航海中的一切の責任も船頭が負わされていた。個々の積荷については石高に換算されていたようである。「御陣へ十人めしつれ候ものゝ船につミ候荷物目録事」と題する天正廿年正月廿日付の秀吉朱印状によれば、具足は武斗、罐は三升といった形で、すべてが石高で示されている。實際には、船を請取る場合の基準として、重量計算を行う場合の数値である。なお、この文書は不完全な形で『武家事紀』(卷三十一)にも収められているが、後欠のため性格は十分に分らなかつた。

大名の持船が私用などで一旦帰国した場合、帰りの積荷として兵糧

米を輸送することが義務づけられていた。文禄二年一月に鍋島直茂らの留守居中に宛てた秀吉朱印状では、秀吉から派遣された奉行人と、大名側の案内人との間で浦々を検査して、船ごとの員数を改め、もしも積荷に余裕のある場合には名護屋へ廻漕するよう指示している。大名独自で行つてゐる輸送についても、秀吉は種々の方法で規制を加え、城米などの輸送を請負わせていたのである。

注

- (1) 島井文書・乾。
- (2) 高木文書。
- (3) (4) 松浦文書。(『平戸松浦家資料』一二一頁)
- (5) 毛利家文書・(三)・八七六。
- (6) 鍋島文書・(一)。
- (7) 瓦屋寺文書。
- (8) 布田正之氏所蔵文書。
- (9) 小早川家文書・(一)・四三〇。
- (10) 黒田文書・(一)。
- (11) 抽稿「朝鮮役における水軍編成について」(『名古屋大学文学部二十周年記念論集』)
- (12) 島津家文書・(三)・一九八。
- (13) 島津家文書・三十五。(史料編纂所・写真集)
- (14) 浅野家文書・七九。
- (15) 浅野家文書・七二。
- (16) 浅野家文書・七〇。
- (17) 妙國寺文書。
- (18) 生熊文書。(『茨城県史料・中世編II』四六一頁) なお、史料編纂所・写真帖にも収められている。

(19) 岡本文書・(四)、有浦文書・(二)。

四、現地における配分と備蓄

船奉行の監督下で朝鮮へ輸送された兵糧米は、釜山の蔵に一旦集められ、各地の番城へ運ばれて貯蔵された。天正二十年四月の秀吉朱印状によれば、高麗國中への捷⁽¹⁾として、公方米の分は悉く調査し、蔵へ入れておくことを厳命している。兵糧が不足した場合は、切手によつて扶持方が与えられた。また、清正に対しても、米・大豆は勿論、塩⁽²⁾増以下までも員数を改め、報告するように求めていた。

兵糧米の配分については、早川高政・毛利重政を奉行人として、人數に応じて行われ、釜山より手繕りで各地の番城に送られた。⁽³⁾このとき、諸大名の船を改め、一艘残らず奉行を添えて名護屋へ差越すよう求めている。文禄二年に入ると、渡海船の絶対数が不足して来ているらしく、秀吉はしばしば船の漕ぎ送りについての指令を発している。

実際に兵糧米の下行は釜山で行われており、文禄三年十月には、島津義弘の家臣が城米四百五十石余を福島正則・毛利重政から受取つてい⁽⁴⁾る。また、文禄四年十二月に島津家久は家臣を釜山浦と竹鶴に遣し、米を購入させている。⁽⁵⁾兵糧米の不足は深刻化して来ており、在陣の諸將からそれを訴える書状も多く届いているが、秀吉が戸田勝隆に宛てた朱印状では、増水（雜炊）など食べても秀吉の渡海を待つようにと述べられている。

兵糧米の決済は現地でも行われた。文禄五年五月に、秀吉は立花宗

茂に対し、宗茂が朝鮮で請取つた兵糧米一四八五石を長宗我部元親に与えるので、筑前の船付場で計り渡すことを命じている。⁽⁶⁾翌慶長二年六月に宗茂は、その額を差引いた残りの約八〇〇石を朝鮮で請取つた旨を寺沢正成に告げている。⁽⁸⁾また、文禄三年十一月に秀吉は、鍋島直茂の留守居に対し、預っている蔵米一万三千九百石余と大豆七百七十石余を、当年の物成をもつて平戸の蔵へ納めるべきことを命じている。⁽⁹⁾文禄五年閏七月に山口宗永が筑前国嘉麻郡に下した条々によれば、高麗での城米を返済するため、惣国なみに割符を行い、分割納させて給人が取集めるよう指示している。兵糧米を下行された場合、年貢米で返済する建前となつており、結果として領内の農民に転稼されていつたのである。

置兵糧として現地の城で蓄えるべきものが、博多で与えられることもあった。その場合には大名の船で朝鮮への輸送が義務づけられており、加子飯米として百石につき四石が加算されている。⁽¹¹⁾また、置兵糧は古米にならぬよう、城主の責任において当年の米と取替えよという秀吉の指令がしばしば発せられている。⁽¹²⁾日常消費用と保存用の兵糧米の扱い方は、かなり異つていたようである。

置兵糧についての秀吉の指令は、その後も繰返し出されている。新米との入替えの際に員数が相違しないよう厳しく監督し、その部分には絶対に手をつけずに蔵に入れておくよう命じている。⁽¹³⁾朝鮮の各地に置かれた番城は、このような兵糧米を分散して保管する役目を果していた。ただ、これは輸送が円滑かつ恒常的に行われた場合に有効な機

能を果すということであり、もしも通路が塞った場合には、いかに秀吉からの指示があるうとも、置兵糧に手をつけざるを得ず、飢餓に近い状態になつたという報告も、しばしば届けられている。

慶長の役では、秀吉は置兵糧について更に徹底した指令を出してい
る。慶長三年三月には、二万四千石を置兵糧として諸大名に割付し、
自分の船で博多から朝鮮に運び、城ごとに蔵を造つて入れ置くよう命じている。⁽¹⁾ 戰局の推移からみて、現実には不可能に近いことである
が、かえつて強硬な要求となつたのであらう。この蔵米は、博多に蓄
えてあつたものと、小早川隆景の領国で徵収したものである。兵糧
米の割付の責任は、博多では山中長俊に、朝鮮では寺沢正成が負わさ
れている。なお、山中長俊は、慶長三年七月に、置兵糧として一万三
千石を請取り、箱崎その他の地で引渡した旨を神保源右衛門尉らに報
告している。⁽²⁾

この間の秀吉朱印状は、城の普請を十分に念を入れ、兵糧や玉葉を
多く蓄えておくようにといふ指示を繰返すばかりであるが、慶長三年
一月に加藤清正・浅野幸長が連署して小早川秀秋らの在陣諸将へ宛て
た書状によれば、蔚山城は普請が良くないため、せっかくの兵糧米も
保存できない状態にあると告げている。兵糧米の補給路が断たれよう
としている頃に秀吉は、朝鮮の現地へ送る方が、日本の都へ届けるよ
りも遙かに容易であるといった強がりを言つてゐるが、事態は秀吉の
思惑をこえて、容易ならざる方向へ進展していったのである。

朝鮮役における兵糧米調達について（二鬼）

五、現地収奪計画の失敗

秀吉は、当初から兵糧米の調達は現地で行えるものと思っていた。

天正二十年六月に、宗氏がもたらした絵図をもつて、高麗國代官所の割付けを行い、それぞれの武將に支配すべき地を割当てた。全体を八道に分け、石盛をつけた諸将の配置図は、机上プランとはいえ、朝鮮までも石高制の版図に組み入れようとする秀吉の意志を示すものであ

注

(1) 小早川家文書・(2)・九〇〇、九八四。

(2) 紀伊徳川文書。

(3) 高山公叟録・卷四。

(4) 旧記雜錄・後編・卷三十三。

(5) 野村百次郎氏所蔵文書。

(6) 立花文書。(刊本・五二頁)

(7) 立花文書。(刊本・七四頁)

(8) 錦島文書・(9)

(10) 白井正氏所蔵文書。

(11) 島津家文書・(12)・八一。

(12) 錦島文書・(13)、秋月文書、その他。

(13) 松浦文書・(14)、その他。

(14) 富岡文書・(15)、若宮八幡神社文書。

(15) 富岡文書・(16)

(16) 高橋文書、その他。

(17) 浅野家文書・八七。

(18) 錦島文書・(19)

る。同年五月に秀吉は、国内と同じ文面の禁制⁽³⁾三ヶ条を高麗國中にむけて発している。

秀吉は先ず朝鮮での知行改を行つて年貢徵収を安定的に行うことを見計りしていた。天正二十年七月に鍋島直茂は、咸鏡道で郡吏・村役人クラスの六伯三職を召出し、郡中の年貢額を定め、人質をとつて納入を督促した。⁽⁴⁾十五斗を一石とする枠を用いた「朝鮮國租税牒」はよく知られている。百姓の還住を求める定榜などは、多くの大名が出していいる。

朝鮮進發の先陣を切つた加藤清正は、天正二十年四月に慶尚道に入つてゐるが、そこでは、兵糧は國元にいるよりも豊富であると述べていて⁽⁵⁾いる。六月に長束正家・増田長盛に宛てた書状⁽⁶⁾でも、この国は日本の摂津國のような見事な國であると述べ、進路に沿つて百姓を召置き、置目などを申付けているとして、農民支配が十分に行われてゐる有様を記している。しかしながら、七月に家臣に与えた書状⁽⁸⁾では、「此方ニも一切兵糧無之候」と告げるに至つている。九月に咸鏡道から長束正家・木下吉隆に宛てた書状⁽⁹⁾では、指出以下の置目を悉く申付け、一応平定したので、オランカイへ十日路ほど入つて様子をうかがつたが、一円に田地も無く、粟稗ばかりの畠地なので兵糧が得られず、そのために入明の進路をその方向に選ぶことをやめたと伝えている。奥地に進むにつれ、義軍を中心とする農民の抵抗は激しく、もはや百姓の還住を求めることが不可能となつてゐた。秀吉は諸将に対して城廻り田畠の開作などを指示しているが、すでに兵糧を自給する計画は全

く破綻しており、補給路の確保すら困難な状態となつてゐた。

収奪計画の失敗と補給路の遮断は、もはや戦局を緒戦の段階と大きく変えていたが、秀吉の情勢判断は、清正などによつて伝えられる断片的勝利の報によつてゐるためか、あまり變つていない。しかしながら、すでに天正二十年八月の段階で、増田長盛が石田正澄に送つた書状⁽¹⁰⁾では、農民の抵抗を全く計算に入れず、容易に百姓の還住策が可能であると考えていたり、陣立書では二十四、五万余の渡海人數があるにもかかわらず、実際は十万人程度しかなく、戦線の拡大につれて各地に配置されるため、広大な面積に比して全く手薄となり、一回の戦闘ごとに少しづつ死傷者を出すので、たとえ合戦には勝利しても、全体としての敗北が刻々と迫つて來ている様子を、あますところなく伝えてゐる。

さらに、文禄二年に入ると、事態は一層深刻化してくる。朝鮮在陣の奉行衆は、ありのままの戦況を秀吉に伝えるため、そのうちの一人を帰国させようとするが、それも不可能な状態なので、五名が連署して長束正家・石田正澄に詳細に書き送つてゐる。現在、ほぼ同一内容の文書が幾通か残されているが、このことは、増田長盛らの奉行衆が、激しい戦闘の合間に、かなり多数の文書を作成し、道中が全く不安定な状況であるので、そのうちの一通でも國內に届けられることを祈念しつつ、それぞれ異つたルートを通させて、使者を送り出したものであろう。このようにして、秀吉の許に伝えられた文書のうち、内容が最も詳細なものを次に掲げる。

追而、小撰・黒甲・隆景注進状、即進上候、何も各々内、都より
かせんほいへ罷越、隆景可申談候、猶以、不致由断候、以上

此使者、昨日路次迄出候處、先手小西方より注進御座候、又黒田甲斐守、自隆景注進御座候間、重而申上候、

一小西手前兵糧一切無御座候間、とかく在陣不相続候處、自大明罷立候、大明御佗言之儀申候付而、其取扱を任、可打入支度付候處、加藤主計先手之者越度之儀候、又こもかい邊相動候衆、敵城不被攻落、手負人數出来、其外舟手之儀など事々敷、北京へ申越候ニ付而、數万人唐人罷出、小西手前へ取懸候由注進候間、都々一勢かせんほい迄打出、隆景人數さきく押出、黒田甲斐守小西所へ司令加勢由申遣候處、今月四日より七日迄昼夜責申、七日ニ及一戰ニ、堺万斗討捨候へ共、敵も不相甘、小西兵糧無之付而、小早川先手、城迄四日路斗打入由、重而注進候之間、是非も無御座候事

一黒田甲斐守陣所へも、右不打入以前ニ、三万計取懸候を切崩、千三百余打捨候事

一甲斐守手前兵糧かへ御座有間敷候、隆景申談、差引無由斷可相動候事

一都ニハ先書ニも如申上候、去秋手前く薊田以下たくわへ候兵糧、正月中ニ分可有之候、其外ニ去年洛中洛外改置候兵糧涼着之刻、各扶持方舟日分請取候、残毫万四千石御座候事

一部有人数、宰相殿・前但・加速・治部少輔・刑部少輔・右衛門尉、此人數毫万七千之高にて御座候、跡のつなき三ヶ所、河端之城・内

朝鮮役における兵糧米調達について（三鬼）

裏・藏物相拘候ハテ不叶城六御座候、聊無由断、善請以下申付候事

一自是釜山浦之間、隨分此中せんさく仕、つなきの城々丈夫ニ御座候やうニ仕候、此以前之分にてハ、異儀無御座候へ共、加藤主計先手之者越度以来、小西先手引取候間、國々逆徒等つのり可申候条、無人之手前、如何御座候ハん哉と存候、別ニ可相加人數も無御座候、又十日路・十五日路わきニ有之人數、引出候事も合期不仕候、其上相加候ても兵糧無御座候、とかく各不罷渡以前ニ廿日路・卅日路、わきくの國々へ無人にて入、すこし候故、右之分ニ御座候事

一隆景などハ各罷渡候てより、道筋先手へ引出候故、先ニ迄跡さき、是ほとにも相続申候、又先手打入候ても別条無御座候事

一去年も如申上候、とかく釜山浦へ兵糧相届候、やかて可被仰付事肝要奉存候事

一此方警固之衆被仰付候へ共、今之分にては順風ニ成候を、釜山浦辺へ敵舟出候を、此方警固おさへ候事成かね可申と存候、其子細ハ、此方舟之内ニハ敵かこひ舟ほとの舟ハ一艘も無御座候、敵かこひ舟ハ、こもかひ表ニも打見候之分、二百艘あまりも有之由申候、又都川へ去年氷はらさる以前ニ出し入候も、二百艘余乗入申候間、被成御校量、かこひ舟の儀をも急度被仰付、尤奉存候事

一兵糧さへ御座候を、各申合、何程唐人罷出候共打果可申候、何も手前く兵糧無御座、又かりそめの陣替も五日路・十日路御座候間、御人數差引、合期不仕候事

一福鴻左衛門大夫手前などハ、去年以來はや五六度も敵三万四万にて

取懸申候、度々切崩、五百三百宛討捨申候へ共、敵人數ハヘリ不申候、此方ハ手負かたく、次第ニ無人ニ成申候、道具以下も損申候事一なこやへ御着座之由候間、兩三人ニ一人渡海仕候て、可得御詫と存候つれ共、此節宴元一人成共引抜、罷越候儀、如何御座候条、使者を以申上候、兵糧被仰付、釜山浦ニ慥ニ物主急度可被仰付事肝要奉存候、此以後ハ跡々つなき城、間々自由ニ御座有間敷候条、御注進申上候も難相届存候、路次つなきの城、一ヶ所・二ヶ所自然きれ候所御座候をも、相続候ほと御人数をも被仰付、被差渡候様ニ御披露肝要奉存候、恐々謹言

正月十一日

増田右衛門尉

長 盛（花押）

大谷刑部少輔

吉 繼（花押）

石田治部少輔

三 成（花押）

加藤遠江守

光 泰（花押）

前野但馬守

長 泰（花押）

長束大蔵太輔殿

石田木工頭殿

(1) 宗家朝鮮陣文書、その他。

(2) 土佐国藝簡集・函。

(3) 相良家文書・(2)・七〇五、その他。

(4) 高野山文書・(2)・三四二。

(5) 鶴島直茂譜考補・(2)。

(6) (7) 楠軒文書纂所収韓陣文書・(2)。

(8) 九鬼文書、紀伊徳川文書。

(9) 弘文荘待賈古書目・昭和四十五年所収。

(10) 島津家文書・(2)・四一九。
福井県立図書館・松平文庫所蔵。史料の全文は、拙稿「朝鮮役における

ある。

(11) 国際条件について」（「名古屋大学文学部研究論集」史学 21）に掲出して

(12) 金沢工業大学図書館所蔵文書。（史料編纂所・写真帖『山崎文書』・坤所収）なお、文面がこれとはゞ同一のものに富田仙助氏所蔵文書・(2)がある。また、正月十日付で、項目がやや簡略化され、順序に異同がみられるものとて、三上誠一氏所蔵文書がある。この文書は、京都府宮津市に現存しており、同市の文化財保護委員長・中鶴利雄氏が発見されたものである。今谷明氏の御教示をうけた。さらに、年号を欠いているため確定できないが、天正二十年末と思われる、増田長盛・大谷吉継・石田三成の三名

文面では、とくに小西行長の軍勢が兵糧不足に悩まされており、また、加藤清正との不和や、釜山浦周辺の制海権が既に失われていることなどが述べられている。日明和議交渉を積極的に推進しようとした小西らの背後には、このような厳しい現状認識があつたのである。兵糧米調達の失敗は、輸送の遅延・通路の不安・現地収奪計画の破綻など、さまざまの理由によるが、秀吉の野望をうちくだくものであった。¹³⁾

が、長東正家・木下吉隆・石田正澄に宛てた連署状（神田孝平氏所蔵文書・同、史料編纂所・影写本）も、内容は更に簡略化されているが、同じ状況下で出されたものである。文禄二年正月廿三日に、増田長盛ら前掲の五名が連署して長東正家・山中長俊・木下吉隆に送った書状（金井文書、史料編纂所・影写本）では、秀吉からの具体的指示が無いことに焦りの色をみせている。

(13) 最後に、一九七七年七月に九州で開催された第16回近世史サマーセミナーにおける桜井克己氏の報告「朝鮮侵略における物資動員問題」について若干述べておきたい。氏の報告は、朝鮮役の際における軍事物資調達のあり方と輸送手段確保の問題について、豊臣政権・大名・給人のそれぞれが採った方法を具体的に論じたもので、示唆に富む内容を有している。拙稿は氏の報告と重なる部分をもつが、氏の主要な関心事である「物流」問題についても、個々の史料の解釈についても、かなりの点で見解を異にしている。氏の報告が論文として発表されていない現在、この点を明示しないことは残念であるが、いずれ稿を改めて論じたいと思う。氏の論文が早い機会に刊行されることを願っている。

おわりに

朝鮮役における兵糧米調達の問題は、国内における収奪の強化を伴いながら遂行され、結果的には国内の流通関係にさまざまな影響を与えたが、本質において、石高制の原則を外延化する試みが挫折したといふべきであろう。国内において確立した知行体系と年貢徵収の原則をもって、総力戦として遂行された朝鮮出兵が、その原則をもはや異國において適用し定着させることができることを、みずから証明したことは、豊臣政権の崩壊を象徴するに足ることがらであつた。

朝鮮役における兵糧米調達について（三鬼）

朝鮮役において発現された諸事象を、具体的な史料分析の中から明かにする作業は、この政権の歴史的位置を確定するための、一つの前提として必要なことがらであろう。